

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 新型コロナワクチン接種について

(1) 追加接種に係る体制を迅速かつ円滑に確保するため、ワクチンの供給スケジュール、都市自治体が取扱うワクチンの種類、接種対象者、交差接種の在り方、接種期間、国・都道府県・市町村の役割分担等、具体的な情報を早急に示すこと。

(2) 1・2回目接種分、追加接種分のワクチン及び必要な物品等については、地域が必要とする量を確実に供給すること。

特に、来年2、3月以降、追加接種の対象者数が大幅に増えるため、ワクチンが不足し、接種が滞ることがないように、十分な量を供給するとともに、具体の配送日時を可能な限り早急に示すこと。

(3) 追加接種に係る体制確保に必要な費用についても、1・2回目接種と同様、地方負担が生じないように、全額国費により措置すること。

また、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。

(4) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置等を継続すること。

(5) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接種の必要性、接種間隔等、接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若者の接種率を向上させるための勧奨策を講じること。

また、国からの情報提供の在り方によって、住民からの問い合わせが殺到するなど、住民の混乱を招き、都市自治体の事務に影響が生じた経緯があることから、事前に都市自治体に情報共有するなど、十分に配慮すること。

- (6) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (7) VRS等のワクチン接種に関するシステムについては、職域接種等で登録されたデータに誤りが散見されるなど、現場で混乱が生じていることから、その原因を検証するとともに、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

## 2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

- (4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。
- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ること

のないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

- (6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

- (7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

- (8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないよう、財政措置を拡充すること。

また、患者の入退院の調整、回復期の病床確保等が円滑に行われるよう、国において基準を示すなど、制度を整備すること。

### 3. 日常生活の回復に向けた取組について

- (1) 日常生活の回復のためのワクチン・検査パッケージの活用について、ワクチン接種の有無により不当な取扱いを招くことがないよう留意したうえで、都市自治体や医療機関等の負担とならない制度設計を具体的かつ早急に示すとともに、国民に対する十分な周知と理解の促進を図ること。

また、陰性証明の取得に地域間格差が生じないよう、広域的な検査体制を充実強化するとともに、PCR検査等に要する個人負担への支援策を講じること。

- (2) 予防接種証明書について、国民が円滑に利用できるよう、予防接種済証の活用を促進するなど、利便性の向上を図ること。

また、予防接種証明書の電子交付については、システムや様式等の具体的な枠組みを早急に示すとともに、都市自治体に過度な負担が生じないよう十分配慮すること。

### 4. 地域経済に関する支援について

- (1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

特に、給付金の支給等に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、必要な事業者に迅速かつ十分に行き渡るよう実効性のある制度設計にするとともに、各種支援策に関するサポート体制や広報等を強化するほか、以下の措置を講じること。

1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力的に推進するため、地域や業種を限定しない事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

2) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資の再度の実施、政府系金融機関による貸付の融資枠の拡大や実質無利子・無担保融資の期限の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、償還期間の延長、速やかな資金提供の実施などについて引き続き金融機関に要請を行うこと。

3) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

また、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について柔軟な対応を行うよう積極的な働きかけを引き続き行うこと。

4) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資、業態の転換等を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。

5) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力的に推進すること。

6) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

7) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置等を実施すること。

また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、

財政措置を講じること。

(2) 観光振興に関する支援について

- 1) 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、ワクチン・検査パッケージなど安全・安心に向けた取組も活用しながら、継続的かつ効果的な支援を行うこと。
- 2) 観光業に関わる事業者が安心して事業継続できるよう、地域等を限定しない形で事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。
- 3) デジタル技術を活用したMICEの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。

(3) 農林漁業者への支援について

- 1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充するとともに、地域を支える農業者の経営継続に万全の対策を講じること。  
また、都市自治体が独自に実施する生産者支援に対し、財政支援を行うこと。
- 2) 米価への影響が著しいことから、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）を早期に支払うなど生産者の経営維持に向けた支援策を講じること。
- 3) 畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）を活用するなど十分な経営支援を講じること。
- 4) 外食の需要減退による市場取扱量や魚価の低迷に伴い、漁業経営は厳しい状況が続いていることから、経営支援に万全の措置を講じること。
- 5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の資金繰りに支障が生じることがないように、万全の措置を講じること。

5. 雇用の維持について

- (1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を拡充すること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

(3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。

(4) 都市自治体を実施する雇用就労環境改善に向けた施策について、継続して財政支援措置を講じること。

## 6. 生活インフラ等に関する支援について

(1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、アフターコロナを見据え、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充すること。

(3) 厳しい経営状況が続いている空港運営事業者の経営の安定化に向け、更なる支援措置を講じること。

(4) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

## 7. 社会福祉に関する支援について

### (1) 介護保険制度に関する支援について

1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。

2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻とな

っていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。

- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- 4) 介護保険施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、病床ひっ迫のため、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、入所者の費用負担を全額公費負担とすること。

## (2) 国民健康保険制度に関する支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- 3) 保険者努力支援制度における特定健康診査や特定保健指導の実施率等に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険者への影響等を勘案したものとすること。
- 4) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。

## (3) 生活保護・生活困窮者への支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が増加していることから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

- 2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、受給期間を延長すること。

3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、十分な財政措置を講じるとともに、申請期限を延長し、要件を緩和すること。

#### (4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、人材確保やICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

### 8. 子ども・子育てに関する支援について

(1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。

(2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。

(4) 保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する職員について、慰労金を支給すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中においても質の高い保育を維持するため、保育士の更なる処遇改善及び十分な給与水準の確保に必要な財政措置を講じること。

(6) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。

(7) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。

(9) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童

数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営が図れるよう必要な財政措置を講じること。

(10) 出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。

(11) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、事務負担軽減のため、制度の簡素化を図ること。

## 9. 義務教育等に関する支援について

(1) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。

(2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。

(3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。

(4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じること。

(5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の拡充を行うこと。

(6) 学校内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校保健特別対策事業費補助金の継続及び拡充を図ること。

10. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう支援を強化すること。

11. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう体制整備を図ること。

12. マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。

また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

13. 新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。

また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

14. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保

(1) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症により、住民生活や地域経済は未だ甚大な影響を受けており、その対策には国と地方が協力していく必要があることから、臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。

(3) 都市自治体の資金繰りに支障が生じないように、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。

(4) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

15. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・

市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。
- (3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。